

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 1 2 日

各都道府県 旧優生保護法補償金等 担当課 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

旧優生保護法補償金等の支給の請求における成年後見人に選任されている者
による請求書の提出に関する手続について（補足）

平素より、こども家庭行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

旧優生保護法補償金等の支給の請求に関する事務については、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」に基づく補償金等の請求等に関する事務の取扱いについて（通知）」（令和 7 年 1 月 1 7 日付けこ成母第 38 号こども家庭庁成育局母子保健課長通知。以下「事務取扱通知」という。）でお示ししているところです。

このうち、成年後見人に選任されている者による請求書の提出に関する留意事項をお示ししますので、どうぞよろしくお願いいたします。

記

○ 成年後見人に選任されている者が請求書の提出を行う場合

成年後見人に選任されている者が請求書の提出を行う場合は、請求書の「1. 請求者の情報」欄に、成年被後見人の情報を記載すること。なお、請求書の余白等に記入者が成年後見人であることが明確にわかるよう「成年被後見人〇〇の成年後見人××」のような形式で、成年後見人の情報を記載することが望ましい。また、成年後見人であることを証明する書類（6 か月以内の登記事項証明書（コピーではないもの）等）を提出させること等により、請求書の提出を行う者（成年後見人）が、「1. 請求者の情報」欄に記載された者（成年被後見人）の成年後見人であることを確認すること。